

# 満洲の県流通券

## ——県城中心の支払共同体の満洲事変への対応——

やす  
安  
ふく  
福  
とみ  
富  
い  
井  
ち  
千  
あゆむ  
歩  
え  
衣

### はじめに

- I 満洲事変以前の私帖
- II 満洲事変下の県流通券発行
- III 考察

### はじめに

安富（2002）は満洲における定期市の分布を調査し、中国本土に広く見られる定期市の稠密な分布が満洲には見られないことを示した。満洲における商品流通は定期市ではなく、県城を中心として展開されていたのである。このようなシステムが形成された理由は、(1)モンゴルからの安定した家畜の供給と朝鮮国境からの広葉樹材の供給に支えられた荷馬車の広汎な使用、(2)冬季の道路面・河川の凍結による荷馬車輸送コストの低下、(3)大豆を中心とする流通の強い季節性、に求められる。

荷馬車の使用によって農民の長距離移動が可能となり、県城商人との直接の売買が主流となった。この接触と鉄道輸送を結合することで、大豆モノカルチュアとも言うべき輸出志向農業が展開し、農民はより強く県城商人に依存するようになった。また物資の流通は、大豆の出荷を軸に短期間に行われ、強い季節性を帯びた。このため、1年を通じて定期市を開催して物流

を処理するよりも、県城に集中して短期間で処理する方式が有利となった。県城商人と農民の直接の接触により、県城が農村を掌握する政治力が強く、県を単位とする政治的な実体が存在したと推測される。これを基盤として、張作霖・学良政権が急成長し、北京に進出して中国全土の支配を目指すことが可能になった。また、満洲事変下の日本軍はこの同じ機構を利用し、県城を占領して県城商人の協力を確保すると、全県を相当掌握できたのではないか、というのが、安富（2002）の提案した仮説である。

本稿の目的は、この仮説が果たしてどの程度支持されるかを、満洲事変後の県の状況の調査によって検証することにある。具体的対象は、「県流通券」と呼ばれる通貨である。満洲事変勃発後、主要な金融機関が活動を停止し、ほとんどすべての県の経済は著しい金融梗塞に直面した。この状況を開拓すべく発行されたのが「県流通券」である。

その形式は、各県の県城の有力商人が合議し、県の商会なり、臨時に組織した金融救済会なりが発行主体となり、県知事の許可を得て県の紙幣として発行する、というものである。大抵の場合、実際に紙幣発行業務を取り扱うのは有力商人であった。すなわち、実質的には商人の信用を基礎として発行する「私帖」の性格を残し

つつ、それに県有力者の合議と県の公署の許可および券面の統一という権威づけを付したものであった。

この紙幣の注目すべき第1の点は、この「私帖」が県レベルでの権威づけを伴っており、しかもそれが単に県長のみならず、県域有力商人の合議に依拠していることである。第I節で見るように、1930年前後の満洲では、私帖はすでにほとんど発行されなくなっているが、それを短期的に復活させる際には、県有力者の合議と県長の官許という正当化を必要としたのである。

第2は、この県流通券の発行が、日本側の意向とは独立に行われている点である。満洲事変勃発後に各地の県城に乗り込んだ県自治指導員・県参事官は一様にこの地域通貨発行に驚愕し、その回収と処理に苦慮している。周知の如く、「満洲国」（以下、便宜上「満洲国」のかっこを外す）は各地に設けられた「治安維持会」の連合体を基盤として成立したが、各地の治安維持会は日本側の指導によって設立された可能性を排除できない。それゆえこれを中国側の県単位での政治的実体の存在の証左と断定することはできない。これに対し、県流通券の発行は日本側の影響力から自由であり、しかもその主体となった有力者たちは、治安維持会のメンバーと共にしている可能性が高い。少なくとも彼らは、逃亡せずに県参事官らと折衝を続けているのであり、たとえ非自発的であったとしても満洲国体制を受け入れた人々である。県流通券発行の実態を解明することで、日本側が脅迫によってあれ説得によってあれ、作動させることのできた県レベルの政治的回路がどの程度形成されていたのかを推測することができる。

第I節以下の議論により、次のことが明らか

となる。

- (1)50～60の県で県流通券が発行された。
- (2)県流通券は多くの県で安定した流通を見えた。
- (3)県流通券は農村部の通貨として相当の存在感を示していた。
- (4)抗日「匪賊」の減少と県流通券の回収が同時期に進行している。
- (5)満洲国の中國側紙幣の統一過程は、都市部中心の高額紙幣の回収、農村部中心の小額紙幣の回収、の2段階と見なすべきである。
- (6)華北では県レベルでの紙幣発行は顕著ではない。

本稿は次のように構成されている。まず第I節で満洲事変以前の私帖発行状況を簡述する。第II節では数種類の資料を利用して満洲事変下の県流通券の実態を調査する。第III節ではこの紙幣の政治的・社会的な含意を論じる。

なお、満洲の地方行政単位の名称等は、満洲国の体制が一応の安定に達した1935年に発行された『満洲帝国面積及人口統計』に従うこととする。これによると、公署が設置されている行政単位、すなわち、市、県、旗は全部で196あり、その内訳は市が3、県が162、旗が31である。

## I 満洲事変以前の私帖

満洲は開拓当初から現銀や制錢といった金属貨幣の不足に悩まされていた。原因の第1は公権力による制錢供給がほとんど行われなかったことである。それゆえ金属貨幣は関内から移入するしかなかったが、関内に対する貿易入超が継続するなど送金圧力があったため、その量は

限られていた。その一方で満洲経済は急激に拡大し、金属貨幣の不足は慢性的となった。こうして當口の両替商の振替通貨たる過炉銀を軸とし、各地で錢莊、糧棧、雜貨商、燒鍋、油坊、製材商等の発行する手形（私帖）が貨幣として流通するシステムが形成された。有力な商店の発行する私帖は公権力に対する納税に使用しうるほどの流通力を持った [石田 1964, 258-351]。

中国人民銀行總行參事室（1986）には、1916年前後の遼寧省における私帖発行の事例が多数掲載されている。表1はそれをもとに各県の様相をまとめたものである。発行商店の数が昌図県で104軒、法庫県で152軒、鐵嶺県で248軒という数字は、これら私帖が県の統制を受けずに、独自の信用の下に発行されていたことを示唆している。

このような私帖の自由発行状態に対して、辛

亥革命前後から公権力により一定の規制をかける試みがなされていた。満洲で一般に見られた方法は、発行に際して農会または商（務）会の許可を要するものとし、財産や資本力に応じた発行上限を設けるというものである。県によっては発行者が倒産あるいは廃業した場合には、私帖整理を商会等が担当する制度を持つ場合があった。また1915年前後に様々な形で私帖の禁止令が何度も出されている。確かに私帖の発行は容易には消滅しなかったが、それでも県レベルでの統制は相当に進展していたと見られる。私帖流通が継続した県でも価値は概ね安定していた [外務省通商局 1919；南満洲鉄道株式会社総務部調査課 1919；南満洲鉄道株式会社東亜經濟調査局 1929；満洲國財政部 1936, 57；戴 2001, 65-100]。

南満洲鉄道株式会社東亜經濟調査局（1929）

表1 1916年前後の奉天省における各県の私帖発行状況

県名	商号数	発行枚数	発行金額（元）	準備金（元）	回収額（元）
懷徳	45	63,381	102,072	266,146	—
岫巖	2	237,690	482,270	40,420	—
莊河	88	379,415	553,112	294,550	—
當口	25	82,996	27,739	80,170	—
鐵嶺	248	1,491,477	391,180	766,565	138,540
遼陽	39	102,355	46,966	29,160	—
遼中	64	440,270	238,900	168,900	—
法庫	152	1,310,440	615,932	2,564,210	—
康平	25	219,022	73,909	183,400	全額回収済
蓋平	49	143,352	121,385	81,200	—
復海	20	19,430	49,000	117,800	—
城原	17	81,064	40,577	73,400	—
開原	62	605,210	119,624	296,795	26,349
梨樹	31	431,970	513,841	906,500	—
昌圖	104	769,003	999,215	1,582,467	—
盤山	11	292,150	55,110	99,299	—
台安	48	215,000	109,050	60,350	—
彰武	2	41,500	25,000	45,000	—

(出所) 中国人民銀行總行參事室（1986, 853-859）。

には以下の記述がある。

満洲当局が私帖を回収し其の発行を禁止したる以来或は其の発行を停止し或は回収せらるゝものありて現に流通するもの多からずと雖も……今尚之れが流通を見る地方多し（8ページ）。

張作霖の出資に係る三鑫合の発行する私帖は……其地の私帖よりも之が流通を歓迎せらるゝ次第にして、而かも禁令発布後他私帖は着々回収せられ其跡を絶つる今日前記三鑫合始め、張作霖呉俊陞等の出資に係る鄭家屯遼源慶会銀号なる錢莊及び県公署公共財團等の発行私帖は回収せられざるのみならず、寧ろ続發され盛んに流通しつゝある（20ページ）。

なお、「満洲当局が私帖を回収し其の発行を禁止」した、あるいは「禁令発布」というのは、1917年10月2日の私帖禁止令のことを指す（同書3ページ）。

この記述から、張作霖政権はその成立直後から私帖の回収を推進し、相当の成果を上げていたことがわかる。ただし、張作霖自身の関係する錢莊と「県公署公共財團等」の発行する私帖は例外であった。表2は、1929年段階で私帖の残存していた県の状況を示すが、このうち遼源県では、「張作霖、呉俊陞と関係のある票莊遼源慶会銀号」が30万元の小銀元私帖を発行し、その他に「糧棧、質屋、油房、雜貨舗、燒鍋、葉茶屋、材木店等の商工業者六十二軒」も私帖を発行している。長春県の場合も、吉林の木材原産地に流通が限られているが、同様の私帖を発行している。

額穆・敦化・樺甸・舒蘭・濛江の5県につい

てはその発行主体についての注記がないが、いわゆる「私帖」の可能性が高い。呼蘭は「同地杏花元錢舗発行」とあり、ただひとつの商店から私帖が発行されていたことになる。

黒山県・本溪県・營口県の場合は通常の商人の発行する私帖とは性格が異なる。八道濠炭坑と本溪湖煤鐵有限公司が、それぞれ「工人便利券」と小銀元建の「引換券」を炭礦の労働者職員を相手に発行し、それがより広い範囲で流通した事例である。前者は「張作霖氏經營」という権力直結の機関であり、本溪湖煤鐵有限公司は言うまでもなく日支合弁の大企業である。營口県では、1911年に「張作霖より奉天票十五万元」出資された三餘合が「自家信用を利用して何等の手続を為さずして私帖を発行」しており、それ以外の商人の私帖発行は厳しく抑制されていた。

岫巖県・輝南県・柳河県の場合、少なくとも手続上は県レベルの権力による正当性の付与を行っている点で純粹の私帖とは見なし得ない。岫巖県では、1914年に「官民有力者相集り協議の結果」、岫巖共立財政團が組織され、奉天官憲の許可を得て私帖が発行された。輝南県の場合、農会、商務会が協議のうえ県取捐処から私帖を発行している。柳河県でも県公署が私帖を発行しており、その他の発行主体である農工銀号や商務銀号も、農会や商会の関与を示唆する名称である。また、巴彦、肇東、青岡、慶城の5県の私帖の発行主体は「同地商務会」、望奎県は「同地儲蓄会」となっている〔南満洲鉄道株式会社東亜經濟調査局 1929, 24-31〕。

なお、柳河県は16カ所という多数の定期市の存在が確認されている満洲で唯一の県であり、その県で5カ所もの鎮で紙幣が発行されている

表2 1929年時点の満洲で私帖の流通していた県

県名	発行地・主体	発行金額
鳳城県	鳳凰城および草河口の両地	(未回収) 100余元
岫巖県	岫巖県共立財政団	65万元
莊河県	莊河、青帽子、大孤山	(未回収) 100余元
臨江県	帽兒山、商務会発行 (1元以下の小額券)	5万元
黑山県	八道濠炭礦 (張作霖経営) 工人便利券	約10万元
彰武県	哈原套街	20万元
本溪県	煤鉄公司 (日支合弁) 賃金引換券	(小銀元) 1万6900元
遼源県 (鄭家屯)	各商工業者発行高	87万9620元
營口県	大高坎三番号発行	(大洋銀) 6万元
輝南県	輝南鎮	(小銀元) 2万元
柳河県	柳河鎮	(同上) 21万5000元
	様子哨	(同上) 11万4000元
	三原浦	(同上) 6000元
	魚亮子	(同上) 5000元
	五道溝	(同上) 2000元
長春県	木材業者発行	20万元
額穆, 敦化, 樺甸, 舒蘭, 濱江の5県 (推定額)		11万857元
吉林及地方	木材業者発行	54万元
哈爾浜を中心とする地方近県		僅少
巴彥, 望奎, 呼蘭, 肇東, 青岡, 慶城の7県		約25万元
臘賓県 (満洲里) およびその 付近地方		僅少
合計	(304万677元; 小銀元37万8900元)	335万6427元

(出所) 南満洲鉄道株式会社東亜經濟調査局 (1929, 24-26).

事実は注目に値する (表2)。第III節第3項で見るような、定期市網の存在と県より下のレベルでの公的紙幣発行の相関が満洲でも働いていることを示すからである [安富 2002]。

表2以外に、木蘭県でも「県幣」と呼ばれる紙幣が満洲事変以前に2回発行されている。第1回は1918年「地方財政困難の為め」県農商錢局から5吊, 10吊の2種を発行し、第2回は24年に「地方救済の名目に依り」10吊, 20吊, 40吊の3種で92万吊流通していた [大同学院 1934a, 103]。

以下では、このように県レベルで正当性の付与がなされ、県の機関や県有力者の団体を通じて発行されている「私帖」を本来の私帖とは区別して「県流通券」と呼称することとする。現時点では流通した紙幣そのものの収集を行っていないため例外がないとは言えないが、各種文献資料の記述や戴 (2001) に掲載された券面の事例から見て、「県流通券」、「救済券」等と呼称される「私帖」は券面にその名称が印刷されており、どの商店から発行される場合でも同じ版で印刷したものであったと考えられる。この

点で、各商店が独自に発行する私帖に対して商会や県長の許可が与えられるにすぎない場合とは一線を画している。

塚瀬（1993）、西村（1992）などが明らかにしたように、1920年代に張作霖・学良政権の主導下に満洲の通貨統合は相当に進展しており、満洲事変直前段階では日・露系の通貨を除くと、北満の哈爾浜大洋票と官帖、南満の現大洋票にほぼ統合されていた。私帖の整理もこの過程で相当に進展しており、残存する私帖も県流通券の如く公的権力との関係を強めていたのである。

## II 満洲事変下の県流通券発行

石田（1964）が明らかにしたように、満洲経済の再生産機構は大豆の輸出と綿製品・雑貨の輸入を基軸として構築されており、上流の貿易港や大都市から中小都市を経由して下流の農村部に至る信用供与の連鎖がこの循環を稼働させる重要な機構をなしていた。満洲事変が勃発すると上流部分の金融機関が閉鎖・接収され、下流に位置する満洲各県は厳しい金融梗塞に悩まされることになった。この困難を回避すべく各県の有力者は県流通券を発行した。

満洲国史編纂刊行会（1971, 214-215）によれば、満洲事変の際に全満60余県で「私帖」が発行されており、総額1200万余圓に達した。また、満洲中央銀行（1942, 100-101）は「旧時の五省」における発行金額は、旧奉天省で994万3000圓、旧吉林省で497万4000圓、旧黒龍江省で114万1000圓、旧熱河省で3万圓、旧興安省で3000圓、総計1609万1000圓であった、としている。以下の議論で確認されるように、ここに言う「私帖」は本稿で言う県流通券のことである。

る。また、単位は「原幣」となっているが、これは国幣に換算しない私帖の額面の単純合計を指す。

本節では表3に掲げた資料に見られる県流通券についての断片的記述を統合し、その発行の事情を解明する。以下では、表3に掲げた資料に言及する場合には、各項目の先頭の記号（H、視、現勢、Z、概、各、大、安、東）で略称する。

### 1. 発行過程

付表は、県流通券を発行したという記述のある県についての情報をまとめたものである。満洲の196市県旗のうち、県流通券およびそれに類似の紙幣を発行したという記述のあるものは51件あった。

県流通券の発行主体は県の有力者によって設立された臨時の委員会が主である。これらは、金融維持会、金融救済会、金融委員会、地方金融臨時救済会、地方善後委員会、金融組合などと呼ばれた。これら委員会は満洲建国の基盤となった「治安維持会」等の組織と密接な関係にあったと推測される。蓋平県では蓋平自治会が金融維持会を結成し〔H 103ページ〕、東豊県では県保安会が金融救済会を結成したことが〔Z（蓋平県） 66～67ページ〕、それぞれ明記されている。また、遼源県では「地方維持会」が、遼中県では「自治委員会」が発行許可を与える形で関与している〔東〕。具体的な発行機関は、県公署財務局、農商借款事務所、商務会、農商錢号となっている場合もあるが、洮南県の事例などの示すように、発行実務は有力商人が担当しており、彼らが主導権を握っていたと考えられる（付表）。

蓋平県の場合、県内の金融状態は事変前すでに「地方治安の紋乱及人心不安並に経済界の不

表3 県流通券関係資料

H	関東軍參謀部によって作成された『満洲事変直後ニ於ケル奉天省行財政ニ關スル詳報』(1932年2月26日作成)。
視	大同学院による『満洲国各県視察報告』(1933年11月30日発行)。
現勢	満洲国通信社の『満洲国現勢(建国一大同二年度版)』(1933年12月31日発行)。
Z	満洲帝国税務司国税科の税務監督署員による各県税捐局の「税務行政執行ノ情況並ニ地方財政経済状態」の調査報告『地方財務機関特別調査事蹟報告書』(1933~34年)。 <sup>1)</sup>
概	満洲国の県参事官によって書かれ、大同学院の刊行した『満洲国地方事情』概説篇(1934年4月20日発行)。
各	同上書第2巻、各省篇(1934年12月15日発行)。
大	同上書の後継シリーズ『満洲帝国地方事情大系』(1935~37年発行)。
安	満鉄安東地方事務所『東辺道 寛甸輯安桓仁通化 各県経済調査報告書』1933年9月。
東	日本銀行調査局「満洲の通貨と金融 滿洲出張(自昭和七年十一月三日至昭和七年十二月廿五日)報告ノ内」昭和8年4月、資料保管番号 資18-2135、「第六表 東三省官銀号各地分号造送当地流通券形情調査表」58~61ページ。 <sup>2)</sup>

各県の『県志』その他の県公署による刊行物。<sup>3)</sup>

(注) <sup>1)</sup>『地方財務機関特別調査事蹟報告書』は税務監督署員が満洲国各県の県公署・税捐局の徵稅業務を検査し報告したものである。県財政の機構・現状、徵稅項目・方法、不正の有無、個々の中国側職員の個人情報、各県の治安・産業・金融等の概況まで含む貴重な資料である。管見の限りではこれまでほとんど利用されていないので、現時点で判明している所蔵状況を掲げておく。

(1)国会図書館(額穆県公署・蛟河税捐局、康徳元年;雙陽県公署・雙陽税捐局、康徳2年;通河県公署・通河税捐局、康徳元年;開原県公署・開原税捐局・清原税捐分局、大同2年)。

(2)大連市図書館(克山県公署・泰安税捐局、康徳元年;明水県公署・明水税捐局、康徳2年;圍場県公署・圍場税捐局、康徳2年;通陽県公署・長嶺税捐局、康徳2年;梨樹県公署・梨樹税捐局、康徳元年;伊通県公署・伊通税捐局、康徳2年;青岡県公署・青岡税捐局、康徳2年;樺甸県公署・樺甸税捐局、康徳2年;德惠県公署・德惠税捐局、康徳2年;鉄嶺県公署・鉄嶺税捐局、康徳2年;撫順県公署・撫順税捐局、康徳2年;蓋平県公署・蓋平税捐局、康徳2年;本溪県公署・本溪税捐局、康徳2年;錦県公署・錦県税捐局、康徳2年;錦西県公署・錦西税捐局、康徳2年)。

(3) Library of Congress, Washington, D.C., USA (安東県公署・税捐局、康徳元年;黒山県公署・税捐局、康徳2年;阜新県公署・税捐局、康徳2年;海柳県公署・税捐局、康徳2年;克什克騰旗公署・經棚税捐局、康徳2年;永吉県公署・吉林税捐局・吉林木税税捐局、康徳2年;琿春県公署・税捐局、康徳2年;阜新県公署・税捐局、康徳2年;瀋平県公署・税捐局、康徳2年;林西県公署・税捐局、康徳2年;西安県公署・税捐局、康徳2年;西豐県公署・税捐局、康徳元年;赤峯県公署・税捐局、康徳2年;雙城県公署・税捐局、康徳2年;綏化県公署・税捐局、康徳2年;東豐県公署・税捐局、康徳2年;和龍県公署・税捐局、康徳2年;磐石県公署・税捐局、康徳2年;扶餘県公署・扶餘税捐局・石城税捐局、康徳2年;平泉県公署・税捐局、康徳2年)。

<sup>2)</sup> 本資料は本誌匿名の査読者の1人より提供された。

<sup>3)</sup> 参照した県志を逐一注記するのは繁雑にすぎるので省略する。宋・柳(1993), 国立国会図書館参考書誌部アジア・アフリカ課(1969)などを参照されたい。

景気」のため「極度に困憊し」ていたところ、満洲事変が突発したため、「商工業は至る処に多数の廃業者を出し、農村にありては匪賊跳梁により辛じて耕作し得る状態」に陥った。この困難を緩和する「応急的対策」として、県内「資産階級の有志の発起」により、「官憲援助の

下」に、建国直後の1932年4月、蓋平県金融維持会を組織して10万8503元の流通券を発行した[大『蓋平県事情』84ページ]。

洮南県の場合は次のようになっている。

事変直後、之等の銀行は次第に休業するに

至り金融俄かに逼迫し、商況目に増し衰微するに至った為、県公署監督の下に金融組合を組織し主要商店より流通券を発行せしめて以て一時金融恐慌の危機を脱せしめ商況の維持に務めしめた [概『洮南県事情』 834~836ページ]。

かたちのうえでは県公署が主導権を握っているが、県流通券を実際に発行したのは個々の主要商店である。すなわち、この県の流通券は主要商店の発行する私帖を統合して県公署や金融組合による正当性を付与したものであり、複数の商人の信用力がその基盤であることは明らかである。

東豊県の場合は複数の団体が発行主体となっている。最も早い時期に書かれた報告書である関東軍参謀部の「H」によると、県公署の下にある「東豊県財政監察委員会財政局」が県流通券を発行したが、そのうえさらに、「東豊県各商店十数戸」が「何等県政府ノ許可ナクシテ……自家用流通券ヲ乱発シツツアル」と記録している。この「自家用流通券」は「東豊県人泰当流通券」という名称であった。その後さらに以下のような事件が発生している。

(1931年—引用者) 十二月中旬奉天省城ニ於テ東豊県ノ小額紙幣一元、五角、二角等ノ種類ヲ印刷中ノ処我憲兵隊ニ発見セラレ財政庁ハ右通報ニ基キ直チニ之ヲ処置セリ [H 104~105ページ]。

最後の「処置セリ」が具体的にどういうことなのか、この資料からだけではわからない。

「H」と同時期の東三省官銀号による調査

(「東」と、その後1年以上経過してから書かれた大同学院による「視 998~999ページ」と税務監督署員による「Z (東豊県) 66ページ」によれば、同県では1931年12月に県財政局と金融救済会から流通券が発行されている。金融救済会の発行した流通券について、「Z」には「当時治安ニ任ジタル東豊県保安会ガ金融救済会ヲ組織シ地券及家屋ヲ有価証券担保トシ三十五万三千圓ノ救済証券ヲ発行シタリ」、「会長ハ糧棧ヲ經營スル姜ト云フ者ナリ」とある。結局のところ「自家用流通券」も県当局の認めるところとなったものと推定する。

表4は流通券に対して設定された担保の一覧である。このうち13県では地方税や畠捐といった県公署の将来の租税収入を、8県では具体的に発行を取扱う商人あるいは県流通券を借り入れる人々の不動産を担保としている。さらには「商務会信用」や紙屑同然の「救済券」を担保とする県、あるいは「暫不兌換」という県まである。すなわち、「正貨を準備」したという盤山県と準備金哈大洋8万7000元を設定した樺川県以外は、兌換準備と言いつるようなものを用意していない。以上のような心もとない担保はほんの気休めの効果しか持たない。この紙幣の流通力が商人を軸とする県内に構成された信用ネットワークに支えられていることをこの表は示している。

表5は流通券の発行日のリストである。県流通券の発行は事変前からすでに始まっているが、1931年11月から翌年1月に発行が集中しており、この期間の合計は23県となる。また1932年の10月と12月に合計5県の発行が見られる。この時期は満洲大豆の出荷期に重なっており、季節的に発生する膨大な貨幣需要に対処するために県

表4 県流通券の担保

県・旗名	引用文献	記述
開通	概	地方税収入
	概	(金融維持会は) 各発行者の不動産
洮安	視	畠捐
柳河	大	畠捐
	大	土地契照
	東	畠雜捐
桓仁	概	農民に対しては土地、商人に対しては商号
遼源	各	救済券十五万元
海龍	県志	商号十四家営業資本金及各該股東不動産
	県志	商号七家営業資本及不動産動産(朝陽鎮)
	H	地方税捐ノ収入及商会所属ノ各商店ノ資金
	Z	商務會員信用
	東	畠雜捐
東豐	視	地照房契(地券、家屋証書)
	視	民国二十年度及大同元年度の二ヶ年度の畠捐(土地税)
	Z	「地券及家屋ヲ有価証券担保トシ」
	東	畠雜捐
西安	視	地方税を基礎
錦西	各	後半期収入の畠捐
義	大	高額貨幣を積立て
盤山	概	正貨を準備
台安	概	「準備金なきため……県畠捐地数八万二千天地を担保」
彰武	視	税源
通遼	視	税源
樺川	視	準備金哈大洋87000元
鐵嶺	東	雜畠捐
興京(新賓)	東	畠捐
岫巖	東	畠雜各捐
通遼	東	暫不兌換
輝南	東	暫不兌換

(出所) 付表1より作成。

流通券発行の決断がなされたことを示唆する。また冬季に貯蔵され春になって河の結氷が解けるのを待って出荷される大豆が相当量あるので、初春にも再度資金需要の発生するのが満洲の特徴である。1932年4月に3県の流通券の発行が見られるが、この初春の出荷を反映していると考える。

発行過程に比べて、回収過程についての記録

は限られている。数少ない記述のひとつは『満洲中央銀行十年史』の以下部分である。

大同三年一月日満協力に依る兵匪の大討伐が決行せられたる機会を利用し、地方僻陬の地方に至る迄現地に臨んで一斉に私帖の回収を行ふことになつた。財政部及び本行より成る数班の私帖回収隊は旧吉林省、龍江省を手

表5 満洲事変前後における県流通券の発行月

月	1931年	1932年
1		通化 西安 桓仁 新賓 法庫 遼中 洮南
2		臨江
3		錦
4		泰來 蓋平 鉄嶺
5		泰來
6		鉄嶺
7	鉄嶺 洮南	
8	法庫	興京
9	鉄嶺 柳河	興京
10	輯安 遼源 錦西	木蘭 呼蘭
11	海龍 岬巖 台安 遼源 洮安 輝南 寛甸	
12	通化 東豊 清原 遼源 海龍 泰來 開通 木蘭 通遼	義 密山 木蘭

(出所) 付表1より作成。

始めに、旧奉天省、熱河省等深く奥地に入り込み、幾度か死線を超ゆる冒険的行動を敢行し、地方官憲及び日本側軍隊の援助を得て、同年六月末日迄に全国に流布されていた私帖の回収を完了するに至った。而して之に要したる資金は本行の貸付金百五十一万四千圓、発行者の賠償金百四万四千圓、合計二百五十五万八千圓に上つた [満洲中央銀行 1942, 103]。

ここでは1934年6月末日までに県流通券が完全に回収されたことになっている。大同年間に編纂された『満洲国地方事情』と康徳年間の初期に編纂された『満洲帝国地方事情大系』の記述内容を比べると、前者では、かなりの数の県參事官が県流通券の問題に言及し、その回収に頭を痛めている様子が窺えるのに対し、後者では県流通券に触れている例が激減する。これはこ

表6 県流通券の回収時期

県名	回収時期
依蘭	1933年2月
西安	1933年3月
海龍	1933年12月
錦西	1933年12月
義	1933年12月
蓋平	1934年3月
柳河	1934年4月

(出所) 付表1より作成。

の間に県流通券問題が解決したことを見唆している。資料のなかにはっきりと「回収した」という主旨の記述のある県の回収時期は表6のようになる。ここからも1934年6月までに回収が終了したという『満洲中央銀行十年史』の記述は支持される。

## 2. 発行規模

表7は、県流通券の発行金額と県財政歳入額を比較したものである。この表の財政収入は満洲事変の影響で極端に少なくなったものも含まれている。とはいえ、これら23県を合計した県流通券発行額と財政収入の比率が95%となっている結果は無視できない。各県の財政にとって県流通券の発行が死活的な重要性を持っていたことがわかる。

また、満洲事変の翌年、県流通券発行のピークである1932年末の満洲中央銀行の紙幣残高は継承紙幣を除くと5800万圓である。満洲中央銀行の記録した「私帖」回収額1600万圓をこれと比較すると、同行発行紙幣の3割弱に相当する。

満洲国の税務監督署員が、各県税捐局に出向いて県の財政状態を調査した資料(Z)のうち清原県、海龍県、東豊県、西安県については、県流通券の額面別の発行枚数または発行金額が記載されている。4県の発行総額が129万5000

表7 県財政収入と県流通券発行額の比率

県名	財政収入(圓)	県流通券発行額(圓)	比率(%)	備考
泰来	62,938	40,000	64	財政収入は大同元年度税収のみ
開通	133,460	95,000	71	
洮南	177,018	360,000	203	財政収入は大同元年度税収のみ
密山	3,900	915,000	23,462	財政収入は元年度下半期×2
阿城	97,105	1,500	2	200吊=1元で算出
呼蘭	188,424	100,000	53	
木蘭	159,128	96,600	61	財政収入は元年度上半期×2
安東	419,208	360,000	86	財政収入は大同2年度予算
桓仁	228,003	150,000	66	
鐵嶺	517,369	70,000	14	
興京	240,000	147,700	62	財政収入は大同2年度予算確定収入
遼源	81,730	196,972	241	財政収入は大同元年度財政収入見込み
海龍	428,711	540,000	126	流通券は3種の合計金額
東豐	295,553	598,000	202	流通券は2種の合計金額
西安	345,908	58,000	17	「視」では30万圓発行
阜新	159,156	200,000	126	財政収入は大同2年度予算
錦	506,329	238,900	47	
錦西	206,534	30,000	15	
盤山	41,238	70,000	170	財政収入は元年度下半期×2
台安	117,763	260,000	221	
黑山	168,475	110,000	65	財政収入は大同元年度実収入
彰武	229,095	20,000	9	財政収入は大同元年度実収入
通遼	259,178	150,000	58	
合計	5,066,233	4,807,672	95	

(出所) 県流通券発行額は付表による。財政収入は各県の「Z」。

圓であるのに対し、発行総枚数は130万6000枚となる。この値から1県当たりの発行金額と発行枚数を算出すると、それぞれ32万4000圓、32万6000枚となる。すなわち1枚の平均額面はほぼ1圓である。また、南満洲鉄道株式会社安東地方事務所(1933)には輯安・通化の2県について同様のデータが出ており、その合計は発行金額66万圓に対して、発行枚数78万8000枚である。1枚当たりの金額は0.83圓となる。これに對して満洲中央銀行は1932年末の段階では銅貨を発行しておらず、また発行紙幣の内訳は10圓券が540万枚、1圓券が350万枚、5角券が210

万枚となっており、紙幣1枚当たりの額面は5.3圓であった。1933年末の段階では、継承紙幣を除いて、100圓～5角の紙幣と1角～5厘の銅貨を発行しているが、総額9506万圓に対して5277万6000枚で、1枚当たり1.8圓となっている。

1933年8月末時点における38県の県流通券発行金額が「現勢」に記載されているが、これを合計すると862万4000圓となる。この数値から1県平均発行額を算出すると22万7000圓である。満洲国史編纂刊行会(1971, 214-215)の言う総額1200万余圓を60余県で単純に割ると1県当た

り20万圓前後となる。さらに満洲中央銀行の記録した「私帖」の回収総額1609万1000圓を60県で割ると26万8000圓となる。東三省官銀号の調査（「東」）では12県の合計が448万8000圓であり、県当たり18万5000圓である。いずれの計算もほぼ同様の結果をもたらすので、県流通券は数十県で発行され、1県当たり20万前後圓発行されたと見なしてよい。当時、1県の人口は20万～30万であり、1人当たり1元前後の発行額ということになる。

### 3. 用途

発行された県流通券の具体的な用途が判明している例は、桓仁県の地方流通債券と興京県の農商貸款所発行県流通券と木蘭県の県流通券である。

桓仁県の場合、この紙幣は「一般農村金融救済ノ目的ヲ以テ金融救済会ノ名ニ依リ大同元年一月十九日ニ發行サレタモノニシテ其総額ハ二十万元」であるが、実際には5万圓が未発行であった。この紙幣の発行により創出された資金は「農村並商入カ各其ノ土地ヲ担保トシテ金融救済会ヨリ借受ケタルカ其ノ利子ハ年一割五分」であった。村々に対して10万4500圓（4村×2200圓、12村×2600圓、20村×3000圓、1村×4500圓）が融資され、「其ノ他」に3万4950圓が供給されている。なお、両者の合計は15万圓に1万550圓不足するが理由は不明である。

興京県の農商貸款所発行県流通券の貸付および用途は、表8のとおりである。この表の「各区・各村接済」の項目は、畠捐を支払えない農民に滞納分だけ貸与してこれを納めさせるという形態であり、実際には県財政にほぼ全額納入されている。

木蘭県で発行された流通券9万6600元の用途

表8 興京県農商貸款所発行県流通券の貸付および用途

貸付の部（千圓）	
県政府財政局	47.3
県政徵糧處	3.2
商務會	1.2
各区接済	14.1
各村接済（利子付）	11.7
支応局	10.0
合計	87.5
消費の部（千圓）	
貸款所開弁費	0.5
貸款所経費	1.4
合計	1.9

（出所）「概」299～302ページ。

は、「県政費に当てた額は僅か二万元、其他、大豆、木材の買ひ入れ五万元、残り二万余元は用途不明の有様である」と報告されている〔「概」103～104ページ〕。

これ以外に注目すべきは抗日軍の資金となつたケースである。密山県では満洲國成立後に抗日軍が地方金融流通券を発行して流通させている事態が起きている。すなわち、

満洲國成立後、自衛軍司令李杜は入密後密山県地方財務處に命じ、密山県地方金融流通券を発行せしめ、之を強制流通せしめ居たるものであつて其の発行流通高は次の如し（総計九十一万五千元整）。自衛軍の在密中は之を哈大洋と同価値にて強制流通せしめて居たが、日本軍の入密後其の価値下落し、現在哈洋一元に対し地方票四元の率にて流通して居り県経済界に重大な影響を及ぼした〔概『密山県事情』104ページ〕。

この流通券は、自衛軍が県城を支配していた期間に流通したばかりではなく、日本軍が県城を占領したあとでも減価したとはいえ流通を継続している。このことは、県城を中心とする貨幣流通機構は、そこを占領する軍隊の武力から一定の独立性を維持していることを示す。

また、桓仁県と通化県について、

唐聚伍カ通化、桓仁ニ縣ヲ占據シテ遼寧救国会ヲ組織シ軍用流通債券ヲ発行シタモノテ  
アッテ確実ナル統計ナキモ総額約八百万元ニ  
上ルト称セラレテ居ル。通化縣ニ流通スル金  
額ノミニテモ二百万元ニ上ルト謂ハレ沙尖子  
ノ如キ一小都邑ニテモ商務会ノ調査ニ依レハ  
八万二千百二十二元二角ニ上ル、從而東辺道  
各地ヲ合算スレハ其ノ額ノ多キコト想像ニ難  
クハナイ [安 98~99ページ]。

という記述がある。これも密山県の場合と同じ事態である。

### III 考 察

本節では以上で得られた結果に基づいて、「はじめに」で述べた観点から考察を加える。論点の第1は、県城を中心とした自律的機構の存在である。満洲事変下に各県で発行された県流通券の存在は、県城商人を中心とした政治的単位の存在を示唆している。第2の論点は、県流通券が満洲中央銀行の銀行券・铸貨に置換されてゆく過程と、満洲国の「治安恢復」の関係である。ここでは県流通券の回収、満洲中央銀行の小額紙幣・铸貨の大量発行、関東軍の治安戦からの脱脚という現象が1934年前後に並行し

て生じたことを確認する。最後に、満洲における県流通券の発行が同地域の社会構造の特殊性をどの程度反映しているのかを調べるため、華北における私帖の状況と比較する。以下それぞれの論点に一項目を割当てて論じる。

#### 1. 県城を中心とした自律的支払共同体

黒田（1996）は、地域通貨が発行され流通する自律的な政治経済空間を「支払共同体」と呼んだ。中国の小農経済社会においては比較的規模の大きな集市の開かれる鎮を軸として周辺の市鎮と農村を束ねた空間がこれに相当する。また、民国期には各地の軍閥政権がこの機能を上位の県と下位の村に移して支払共同体を解体し、支配地域全体の統合を目指す政策を推進したが、当時の中国を特徴づける通貨上の諸問題はこの政策と支払共同体の論理の相剋に起因すると指摘した。

本稿で論じた県流通券の諸事例は、1930年前後という時点の満洲においては、この支払共同体の単位が県レベルにあったことを示唆している。このような県単位の機構の存在という観点からして興味深い3つの例を挙げておく。

ひとつは遼源県の例である。この県では、張政権の有力者たる張海鵬の後援により1931年の春に「県下の地方有志が相謀」って救済会を設立し、県長の許可がないままに救済券を発行した。ところがこの救済券は信用を得られず、一向に流通しなかった。一方、満洲事変勃発後の1931年11月に県長の示唆に従って金融維持会および商工会が発行した県流通券は順調に流通した。しかも驚くべきことに、この県流通券は無価値に近い救済券を準備していたのである[各『遼源県事情』1252~1257ページ]。

この奇妙な事態は次のように解釈すべきであ

る。まず救済券の失敗は、いかに奉天政権の有力者と言えども、県城の政治力を活用せずに通貨を流通させることができなかつたことを示す。これに対して県流通券は、満洲事変による金融梗塞という危機の下で成立した県長と県城商人の協力によって発行された。この場合には、支払共同体の実力者たちが一致して県流通券を支持しており、共同体が全体として県流通券を支払手段として認知する契機となった。こうして紙屑同然の救済券を準備としたにもかかわらず、県流通券は順調に流通した。

また、上述の密山・桓仁・通化の各県で抗日軍が県城を占領して県流通券を発行させた場合も同様に理解することができる。彼らはおそらく武力による威嚇と反滿抗日の主張によって県城の有力者を説得し、県流通券を発行させたのであろう。この紙幣が日本軍の県城占領後でも減価したとはいえ流通を維持した事実は、支払共同体の機能が外部の権力から一定の独立性を維持していたことを示す。

さらに日本人県参事官によって県流通券が発行された例がある。錦州省盤山県は錦州作戦の際に県城を破壊され、これに対し修復費として1934年に奉天省より5万圓の補助がなされた。ところがこの資金が所要の金額に及ばなかったため、石丸三郎参事官は漢人の幹部と相談して県財政委員会をつくり、補助金を担保として小額紙幣7万圓を発行して県内に流通せしめ、さらに5万圓を発行して商務会に貸与し、合計12万圓を流通させている〔満洲国史編纂刊行会1971, 215〕。

以上の事例は、県城を支配して有力者の協力を確保すれば、県全体をある程度は制禦することが可能であったことを示している。省レベル

の有力者でも県城有力者の協力を得られなければ制禦はできず、逆に、抗日軍であっても県参事官であっても県城の商人を何らかの方法で動かすことができれば、県全体を一応は制禦できる。

橘撲は各地に形成された治安維持会等の自治団体の形成を、漢人社会の「自己治療」の能力のあらわれと理解した。周知の如く、このようにして設立された自治団体が、連省自治による建国工作の基盤となり、関東軍はこれら団体の指導者を脅し賺して満洲国建国を持ってゆくことに成功したのである〔橘 1931; 山室 1993, 72-78〕。

金融危機に直面した県有力者が金融維持会等を結成して独自の通貨を発行した事態は、橘の言う「自己治療」能力の發揮と見るに相応しい現象である。しかもその単位が県レベルであった点が重要である。すでに論じたようにこれら委員会は治安維持会・保安会といった組織と密接な関係にあった。このような機構が自律的に形成されていたからこそ少數の日本人が関東軍の武力を背景として乗り込んでゆくだけで、満洲国の末端行政を稼働させることができたのである。これら「自治指導員」は、漢人の自治を指導したのではなく、漢人の自治組織に指令を伝達したにすぎない。

安富（2002）が示したように、満洲の経済機構は定期市ではなく県城を軸として構成されていた。満洲の支払共同体が県を単位とした実体を持っていたという本稿の結論はこれと整合的である。張政権と満洲国が、幣制統一の推進に代表されるようある種の近代性と中央集権性を備えていたことは、県単位の大きな共同体を政権基盤とすることができたという事情と関係

表9 満洲中央銀行券各年発行額増加分

種類	1934年	1935年	1936年	1937年
1圓券	14.7百万圓	3.2百万圓	9.6百万圓	6.0百万圓
5角券	0.8百万圓	△ 0.6百万圓	1.8百万圓	1.2百万圓
1角硬貨	10.7百万圓	3.8百万圓	0.0百万圓	1.1百万圓
5分硬貨	1.5百万圓	0.6百万圓	0.0百万圓	0.5百万圓
1分硬貨	1,259千圓	74千圓	132千圓	373千圓
5厘硬貨	177千圓	0千圓	24千圓	19千圓

(出所) 満洲中央銀行 (1942, 284).

するのではなかろうか。

## 2. 県流通券の回収と満洲国の治安回復

1933年12月の義県の県流通券の回収について「國幣小額貨の流通潤沢になるに及び僅か一個年の流通を以って完全に回収した」[大『義県事情』72ページ]という記述がある。すなわち、満洲中央銀行の小額貨幣の発行増加が、県流通券回収の要因であることを示唆している。そこで満洲中央銀行の銅貨の発行残高の増加額の推移を見てみよう(表9)。この表から、1934年に小額貨幣が大量発行されていることがわかる。1934年の1角硬貨1070万圓は1億700万枚に、1分硬貨125万9000圓は1億2600万枚にそれぞれ相当する。1935年以降にはこのような小額貨幣の大量発行はもはや行われていない。

この大量発行の時期が県流通券の回収時期と一致していることは、この時期に県城中心の支払共同体が満洲中央銀行を中心とする満洲国体制に吸収されていったことを示唆している。ただし、この大量発行された小額貨幣がとてかわったのは、県流通券ばかりではなく、官帖の小額面の紙幣、銅錢、銅元、銅元票等が含まれている。これら貨幣の流通を支えていたのは県流通券の場合と同様に、県城中心の支払共同体であり、満洲中央銀行の小額貨幣流入がその流

通領域を満洲国体制に取り込む過程であったことにかわりはない。

満洲国の幣制統一過程をめぐる研究には安藤(1965)の第3部IV、小林(1972; 1975, 53-65)、満州中央銀行史研究会(1988, 39-83)、岩武(1990, 163-214)、柴田(1999, 49-59, 163-168)、安富(1997, 55-60, 93-104; 2001)などがある。これらの研究は、満洲国の幣制統一過程を中国側紙幣の回収と日本側紙幣の回収の2段階に分け、前者を満洲中央銀行の継承した東三省官銀号・邊業銀行・吉林省永衡官銀錢号・黒竜江省官銀号の紙幣の回収過程とほぼ同一視するという点で共通している。

しかし農村部における紙幣の回収を軽視してはならない。県流通券の掌握していた領域への満洲国銅貨の浸透は、満洲国体制の農村掌握の程度を反映するものだからである。すなわち満洲中央銀行による中国系通貨の回収過程は、都市部中心の第1段階と農村部中心の第2段階に明確に分けて理解すべきである。第1段階では満洲中央銀行の継承した4銀行の大額面紙幣を満洲中央銀行券に置換する業務や中国銀行・交通銀行の紙幣の回収が中心であり、第2段階は県流通券などの小額面紙幣の整理が主となる。金額では前者の方が圧倒的に大きいが、直接影

響を受けた人間の数で比較すれば、後者の重要性は前者を凌ぐ。

周知の如く、満洲における反満抗日運動は、関東軍の予想をはるかに越えた執拗さで継続された。いわゆる「匪賊」の数の推定値は、1932年6月8日付の「関東軍治安維持方針」において治安恢復の期限として設定された「昭和7年末」を過ぎた33年段階でも10万人近い水準を維持している。関東軍による討伐が一定の成功を収めるには1934～35年を待たねばならなかった。関東軍が治安維持活動を満洲国軍・警察に委せ、一部地域を除いて対ソ戦を主眼とした集中配置に転換するのは1934年4月のことである〔吉田1986〕。

この「治安恢復」の時期と、県流通券回収＝満洲中央銀行小額貨幣大量発行の時期がほぼ一致している点は注目に値する。県流通券が代表する県レベルの共同体は、満洲国設立の基本単位の役割を果たしたとはいえ、1932～33年の段階では一定の自由度を確保しており、農村部には抗日軍がゲリラ活動を展開し得る領域が狭いながらもまだ残っていた。ところが県流通券が満洲中央銀行の小額貨幣によって代替される段階にはいると、満洲国体制の県の掌握が強化され、それによって抗日軍の活動可能な領域は、ソ連国境の山岳地帯を除くと、ほぼ消滅してしまったのである。

すでに引用した『満洲中央銀行十年史』の記述にある如く、「兵匪の大討伐が決行せられたる機会」に「私帖回収隊」が「幾度か死線を超ゆる冒険的行動を敢行」して県流通券を回収した〔満洲中央銀行 1942, 103〕。ゲリラの掃討と県流通券の回収が相互促進の関係にあると認識していたからこそ、満洲国財政部と満洲中央銀

行はこれほどまでに回収を急いだのであろう。

### 3. 華北との比較

安富（2002）は、満洲で満洲国が成立し、華北で抗日根拠地が広汎に維持されたという事態の説明を、両地域の県城の県全体に対する掌握力の差異に求めた。満洲において県城の掌握力の強かったことを主張するためには、1930年代において、満洲で県レベルの支払共同体があつたことばかりではなく、華北にそれがなかったことを示さねばならない。華北の私帖流通についての資料は満洲よりもさらに少なく、現時点では限られた事例を提示することしかできない。しかしそれでも以下に見る如く、両地域に明瞭な違いのあったことは確かである。

すでに論じたように、1910年代後半の満洲では、多数の県において商店の発行する私帖が広く流通していた。この私帖はしかし張作霖政権下で急速に統合整理され、1929年の段階では私帖の発行は例外となっていた。塚瀬（1993）の論じた如く、満洲事変の直前には、南満は現大洋票と日本側の朝鮮銀行券、北満は哈大洋票と官帖という4種類の貨幣にほぼ統一されていた。華北の様相は満洲と相當に異なる。まず山西省の状況を見てみよう。1910年代前半の山西省では各県で多数の商店が種々の私帖を発行していた。太原県では県城の40軒ほどの商店のみならずそれ以外の集市のある市鎮でも私帖が発行されていた。1913年6月に県城の商会が、城外の市鎮である晉祠鎮における錢票発行を停止せしめるよう県議会に要請するという事件が生じている。晉祠鎮の側は強く抵抗し、錢票の発行は継続された。同様の騒動は1916年にも発生したが錢票発行の体制はかわらなかつたらしい〔黒田 1998〕。

閻錫山政権は、県と村の政治経済的機能を拡大し、自律的な支払共同体を解体して貨幣調節機能を県、やがては省銀行に吸収する政策を推進した。また、村治運動を宣伝し、村に紙幣発行機能を持たせる試みも行っている。

1919年にまず貨幣単位を統一すべく、銀両・制錢の使用をやめて、銀元・銅元に統一する規則が省政府から公布された。これにより銅票の流通が本格化される。この規則と同時に、県と商会が確認した上で発券を許可された商号に銅元を受領させる規則が公布されている。1929年には商号の発券を禁止し、発券機能を山西省銀行に独占させる規則が出されたが、閻錫山の内戦関与に伴って生じた32年にかけての財政インフレにより、この銀行券は受領されなくなる。同時に、私帖流通が急速に再生している〔黒田 1998；朝鮮銀行調査課 1937, 26-27〕。

この通貨不安を解消すべく1932年に省銀行は改組を行って別種の兌換紙幣を発行し、事態を収拾した。さらに各県に設立させた県銀号と村に設立させた村信用合作社に小額紙幣を発行させるという体制に移行した。この段階でも錢莊等による私帖発行が完全に抑えられたわけではない。1930年代にはいっても県より下のレベルの支払共同体は命脈を保っていたと考える〔黒田 1998；朝鮮銀行調査課 1937, 26-27；戴 2001, 100-125〕。

次に山東省を見てみよう。1916年10月に行われた調査によると、山東の錢業は非常に発達しており、全省 107 県に対して銀錢業者は1000余軒を上回り、多い県では 100 軒以上もある。どの店でも自由に錢票を発行しており、銀錢号に留まらず、商店もまた発行している。錢帖の発行権は完全に商業慣習に依っており、官庁に許

可を求めたりする必要はない。県別の紙幣発行商店数は 7 ~ 100 余軒となっている。注目すべきは福山県であり、ここでは商会によって「公議定章」が定められており共同で遵守しており、私帖の発行者は不動産を担保として商会に差し入れている。これは同県が県流通券発行の前段階にあったことを示すが、このような記述があるのはこの県に限られている〔中国人民銀行総行参事室 1986, 859-863 (原資料『財政月刊』第13卷第154号 1926年10月)〕。

山東省の济南では1919~22年に錢票発行が最盛期を迎え、種々の業者が次々に錢票発行業に参入した。その数は1000軒を越え、錢票の印刷局ですら 250 軒に至る程であった〔黒田 1996〕。1925年には張宗昌が山東紙幣整理処を設けるが、省政府紙幣の信用崩壊が生じ、逆に各種紙幣の通用を認める事態となる。法幣改革の影響により省は1936年に私帖の本格的回収を開始するが、これも日中戦争の勃発で頓挫する。1940年前後から流通券が頻繁に発行されるが、県ばかりではなく、その下の「区」が流通券を発行する事例の多いのが山東省の特徴である〔戴 2001, 157-192；中国人民銀行総行参事室 1986, 315〕。

山東省は中国本土でも最も定期市の稠密に分布する地域であったが、この地域の流通貨幣の多様性が特に高い事実は、集市の稠密な分布によって同レベルの支払共同体が維持されていたことを示している。この地域の農村共同体は、県城一極集中型の満洲と対照的に、重層的なネットワークを成していたものと推測される。山東省に魯南、清河、膠東、魯中、濱海といった有力な抗日根拠地が形成され、東三省に満洲国が形成されたという運命の対比と、上のような

市場構造・紙幣流通の対比は密接に関係していると考える。

最後に河北省を見る。この省でも1910年代には多種多様の私帖が発行されており、この状況は28年に行われた調査の段階でもほとんどかわっていない。河北省の特徴は1930年代前半に多くの県で一斉に県商会発行の救済券が発行されている点である。冀県のように区が信用流通券や維持金融委員会暫時流通券を発行しているところもある。また趙県のように日中戦争勃発に伴う1938年の危機的状況に対処すべく県農村委員会を組織し、県城の商店のみならず各村の商号から農村救済券を発行した事例もある〔戴2001, 125-141〕。

法幣改革の際に各県の紙幣流通状況の調査が行われているが、その段階では県流通券を使用している県と、各種私帖の流通している県には分れている。しかしその後に行われた日本側の調査では、先の調査で「県流通券を使用する」とされている県でも私帖発行の広く見られる場合が多いので、県流通券が私帖を完全に代替したと見なすことはできない。雄県では1933～36年の段階で、ある鎮の6軒の商号が流通券を発行して県内の小範囲に流通している事例があり、このレベルの支払共同体が健在であることを示唆する〔戴2001, 125-141〕。

以上のことから、まず1910年代には華北も満洲もほぼ同じような私帖の自由発行の状態にあったことがわかる。軍閥政権による貨幣発行権の統一政策が本格化する前の状態は一見したところそれほどかわりはない。

張作霖政権下の満洲では急速に幣制統一が進展し、1920年代には私帖はほぼ姿を消すに至った。しかも1931年の満洲事変による金融梗塞と

いう緊急事態の下で私帖発行を再開する際にも、県単位で流通券を発行していたのである。これに対して華北では同じ日本軍の占領下にありながら、1930年後半に至っても1910年代とほぼ同じ状態が継続していた。

日本軍の満洲と華北における行動は、ともに鉄道と県城を占領してその周辺のゲリラの掃討を行うというものであり、両者に本質的な違いはない。にもかかわらずその結果は大きく異なっており、満洲では「面」を支配し得たのに対し、華北では「点と線」の泥沼におちいった。本稿の議論により、満洲の政治経済的機構の最小単位が県のレベルにあり、華北ではさらに下のレベルにあったことが明らかとなった。この違いが日本軍の運命を左右したと考えるのは、それほど不合理ではない。

## 文献リスト

### 〈日本語文献〉

- 安藤彦太郎編 1965.『満鉄』御茶の水書房.  
 石田興平 1964.『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房.  
 岩武照彦 1990.『近代中国通貨統一史』みすず書房.  
 外務省通商局 1919.『満洲ニ於ケル通貨事情』.  
 関東軍參謀部 1932.『満洲事変直後ニ於ケル奉天省行財政ニ關スル詳報』.  
 黒田明伸 1996.「二〇世紀初期太原県にみる地域経済の原基」『東洋史研究』第54巻第4号 103-136.  
 ——— 1998.「伝統市場の重層性と制度的枠組——中國・インド・西欧の比較——」『社会経済史学』第64巻第1号 115-138.  
 国立国会図書館参考書誌部アジア・アフリカ課編  
 1969.『中国地方志総合目録：日本主要図書館・研究所所蔵』.  
 小林英夫 1972.「満州金融構造の再編成過程」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房 113-211.  
 ——— 1975.『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』御茶

- の水書房.
- 柴田善雅 1999.『占領地通貨金融政策の展開』日本經濟評論社.
- 大同学院編 1933.『満洲国各県視察報告』新京 大同印書館.
- 1934a.『満洲国地方事情 概説篇』新京 大同印書館.
- 1934b.『満洲国地方事情 各省篇』新京 大同印書館.
- 1935-37.『満洲帝国地方事情大系』新京 大同印書館(全200冊とされるが、実際に何冊出版されたかは不明).
- 橋樸 1931「王道の実践としての自治」橋樸著作集刊行委員会『橋樸著作集』第2巻 勁草書房 1966年(初出は『満洲評論』第1巻第15号 1931年).
- 朝鮮銀行調査課 1937.『山西省に於ける金融経済概況と金融機関の内容』朝鮮銀行.
- 塚瀬進 1993.『中国近代東北経済史』東方書店.
- 西村成雄 1992.「張学良政権下の幣制改革——『現大洋票』の政治的含意——」『東洋史研究』第50巻第4号 507-553.
- 日本銀行調査局 1933.「満洲の通貨と金融 満洲出張(自昭和七年十一月三日至昭和七年十二月廿五日)報告ノ内」昭和8年4月, 資料保管番号 資18-2135.
- 満洲国財政部 1936.『満洲貨幣史』新京.
- 満洲国史編纂刊行会編 1971.『満洲国史(各論)』満蒙同胞援護会.
- 満洲国通信社 1933.『満洲国現勢(建国一大同二年度版)』(復刻版 クレス出版 2000年).
- 満洲中央銀行 1942.『満洲中央銀行十年史』新京 満洲中央銀行.
- 満洲中央銀行史研究会 1988.『満洲中央銀行史』東洋経済新報社.
- 満洲帝国國務院總務厅統計処編纂 1935.『満洲帝國面積及人口統計』新京 滿州統計協会.
- 満洲帝国財政部 1933-34.『地方財務機関特別調査事蹟報告書』(表3の注を参照).
- 南満洲鐵道株式会社安東地方事務所 1933.『東辺道 寛甸輯安桓仁通化 各県經濟調査報告書』.
- 南満洲鐵道株式会社總務部調査課 1919.『満洲ニ於ケル支那側金融機関ト通貨』.
- 南満洲鐵道株式会社東亜經濟調査局 1929.『満洲に於ける私帖』.
- 安富歩 1997.『「満洲国」の金融』創文社.
- 2001.「満洲における諸通貨の相互連関とその変遷」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館.
- 2002.「定期市と県城經濟——1930年前後における満洲の農村市場の特徴——」『アジア経済』第43巻第10号 2-25.
- 山室信一 1993.『キメラ』中公新書.
- 吉田裕 1986.「軍事支配(1)満州事変期」浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社 93-162.
- 〈中国語文献〉
- 戴建兵 2001.『中国錢票』北京 中華書局.
- 宋抵・柳成棟編 1993.『東北方志序跋輯錄』哈爾濱哈爾濱工業大学出版社.
- 中國人民銀行總行參事室編 1986.『中華民国貨幣史資料第一輯』.
- 〈英語文献〉
- Skinner, G.W. 1964-65. "Marketing and Social Structure in Rural China (I)-(III)." *Journal of Asian Studies* Vol.XXIV, No.1-3.
- 【付記】本稿は文部科学省科学研究補助金(平成12~13年度)および財団法人日中友好会館日中平和友好交流計画歴史研究支援事業2002年度研究助成金による研究成果の一部である。
- (安富歩・東京大学大学院総合文化研究科助教授; 福井千衣・国立国会図書館調査及び立法考査局国会レファレンス課)

付表1 満洲事変後の県流通券のデータ

	調査時	発行主体	発行手續、発行状況等	発行金額			回収額		価値維持の程度
				元	備考	現勢(国幣・円)	金額	備考	
泰来	概、1934年3月	県財政局	発行1932年4月、5月。1931年12月回収。糧棧永豊源経由「巷間種々の噂を生じた」	40,000	円		36,200		「常に四、五割方の下落」その率で回収
	視、1933年11月	県財務局	発行1931年12月1日	40,000			39,000		
鎮東	H、1932年2月26日					28,161			
安広	現勢、1933年8月						198,000		
洮安	東、1932年3月	洮安県金融維持会	発行1931年11月1日、「蒙辯督弁公署」の許可、償還期間「大同二年九月」、「毎月兌換奉票三天」	127,000					
	視、1933年11月	金融維持会、財務局	敵担保、「他の諸県と同様金融維持券」を発行。「洮南県の私帖」が流通	120,000		127,410	90,000		
洮南	東、1932年3月3日	財政局農務会他商号14家	発行1931年7月、1932年1月、「商会設金融救済委員會請政府備案」、「毎月定期兌換」	341,000	法洋				
	H、1932年2月26日	県財政局	「県公署監督の下に金融組合を組織し、主用商店より流通券を発行せしめ」	483,000		477,000	177,000		国幣と同様価格
	視、1933年11月	「此等糧棧」(市臨時金融救済会)	督弁張海鵬の許可。「街票」と呼称。救済会に担保または保証人で発行。18軒	300,000					
開通	概、1934年3月	県公署および金融維持会によって認められた商店あるいは富豪	発行1931年12月1日、(公署)地方税收入を担保、(商店、富豪)発行者の不動産を担保	95,000		99,200	33,378		国幣と同様価格
醴泉	現勢、1933年8月					167,100			
樺川	視、1933年11月	地方金融臨時救済会	準備金哈大洋8万7000元。1933年夏までに回収の予定も、年内は困難	300,000	哈大洋		184,000		
依蘭	視、1933年11月	地方金融救済会	「無制限に兌換せらるる故に信用あり」。救済会の融資は月に1.8%だが、「専ら商家に対して貸借を行ひ一般民衆はこの恩恵を受けられない」	400,000	事変前発行			20万元(=国幣12万元)が流通	1元=吉錢300吊
	各、1934年12月	金融救済会	「事変後反軍の強要並に反軍強要に依る物資に対する代価支払とに、金融の逼迫を來し金融救済会の発行」	670,000	円		631,575	1933年2月	「1円が国幣に対し6角」
呼蘭	大、1936年	県公署籌餉局	「市帖」。李子英が1932年10月、印刷させたが流通せず	100,000	每元江錢1200吊			1933年3月	

阿城	視, 1933年11月	地方財務処	「市帖」, 1931年	30,000,000	吊			哈大洋1元=1200 吊で全部回収
	概, 1934年3月	地方財務処	「市帖」, 1931年					吉大洋1円=1200 吊で全部回収
木蘭	視, 1933年11月	県農商錢号 (1932年10月20日設立)	発行の目的は事変並に水害後の財政状態の救済					
	大, 1934年		発行1932年12月「流通券」。1933年7月に大半, 残りも10月末までに完了					
	概, 1934年3月	県農商錢号 (1932年10月20日設立)	発行1932年12月7日, 「此錢号の役員は殆んど県吏及び商, 農会長で其總理として県長」, 「県政費に当たる額は僅か二万元, 其他, 大豆, 木材の買ひ入れ五万元, 残り二万余元は使途不明の有様」	19,566			2~3割	江洋と同じ
密山	概, 1934年3月	県地方財務処	発行1932年12月21日, 自衛軍李杜が強制流通せしめた。現金を吸収して県民は他県との取引に困難	915,000				哈大洋1元=地方票4元
安図	現勢, 1933年8月					989,680		
安東	Z, 1933年10月	県公署, 商会	発行1928年	360,000			60,000	現小洋と同一
	県		発行1931年					
莊河	現勢, 1933年8月					30,000		
岫巖	東, 1932年3月5日	岫巖県財政局	発行1931年11月, 「岫巖県政府」の許可, 償還期間「一年以内」, 「由財政局経収畠捐各畠隨時收回註銷」	65,600	法洋			
	現勢, 1933年8月					170,000		
寛甸	東, 1932年3月2日	地方発行委員会	発行1931年11月, 「各法團及県政府」の許可, 償還期間「五月底期」, 「由五月起每元兌現小洋一元一角」	50,000				
	概, 1934年3月	県公署, 商会, 農会	発行1931~32年	39,771		61,500	34,771	
	安, 1933年9月		発行1931年11月1日	56,000			40,000	地方流通債権を畠捐の納入にて回収
桓仁	東, 1932年3月	桓仁県金融救済会	発行1932年1月16日, 「一年期間收回」, 「県政府及各機関開会議決通過」, 「以法価大洋兌換」	150,000				
	Z, 1933年10月	金融救済会(旧県長, 農・商務会長, 教育局長等)	発行1932年1月16日	150,000	円	150,000	88,255	

	安, 1933年9月	金融救済会	発行1932年1月19日, 農村並商人が土地を担保に借受け, 年利1割5分	200,000			75,774		
	概, 1934年3月	金融救済会(1932年1月設立)	「其の後唐聚五の蹂躪に逢ひ」, 「大同元年十月討伐, 十月二十八日県公署開弁と共に流通票の使用を禁止」						
通化	東, 1932年3月5日	通化県財政局	発行1932年1月1日, 通化県政府の許可, 1年で償還, 「毎元以奉大洋五十元兌換」	250,000	法洋				
		商会	発行1931年12月10日, 「地方行政会議表決請県政府備案」, 「候地方平靖金融充足即收回」, 「商号36家隨時集金充分兌換(毎元奉大洋五十元)」	200,000	法洋				
	概, 1934年3月	県公署債券所	流通券発行金額/総流通高=9.7%	180,000		250,000			
	安, 1933年9月	県公署	1932年1月15日, 土地を担保	250,000			回収未了		
	安, 1933年9月	県商務会	1932年1月15日, 土地を担保	130,000			回収未了		
輯安	東, 1932年3月	県地方発行	発行1931年10月, 債還期間「一年」, 「遼寧省政府」の許可, 「隨時酌量兌現大洋奉票50元兌一元」	120,000					
	現勢, 1933年8月					130,000			
	安, 1933年9月		発行1931年10月25日	130,000					
臨江	東, 1932年3月	臨江商会, 八道江商	発行1932年2月1日, 「旧省府批准」, 債還期間「俟警甲子款充足時收回」, 「由両会隨会時兌換」	100,000					
	現勢, 1933年8月					441,895			
撫松	現勢, 1933年8月					655,000			
撫順	H, 1932年2月26日	金融救済会							
遼中	東, 1932年3月	遼中県地方公債局	発行1932年1月1日, 「民国21年7月1日」に償還, 「由本県自治委員会請県政府備案」, 「以奉表, 法値大洋收回」	800,000	法洋				
	現勢, 1933年8月					800,000			
蓋平	H, 1932年2月26日	金融維持会	「新ニ三十万元ノ融通券ヲ発行スルコトナレリ」						
	大, 1936年	金融維持会(蓋平自治会)	維持会設立および発行1932年4月1日	108,503		118,260	1934年3月全額回収済み		
鉄嶺	東, 1932年3月1日	鉄嶺商会	発行1931年7月	120,000	現洋				
	東, 1932年3月1日	鉄嶺商会	発行1931年9月	61,000	現洋				
	概, 1934年3月	県財務局	商会発行の予定を変更, 1932年4月15日, 1932年6月1日発行	70,000		70,000	9,480	国幣と同様価格, 流通価格に変動なし	

法庫	東, 1932年3月1日	本県金融救済会	発行1931年8月1日,「地方議決県政府許可」,償還期間「按五季還每期以一月為限」,「由積谷坎下在款償還」	14,000	法洋					
		本県金融救済会	発行1932年1月18日,「地方議決県署許可」,償還期間「四月一日以尽数兌換」,「由財政局収入坎下兌換償還」	20,000						
	現勢, 1933年8月				285,630					
康平	現勢, 1933年8月				350,000					
遼源	東, 1932年3月	工商公議会	発行1931年11月1日,「遼源地方維持会及各團体公決」,「毎月市週兌換一成」	45,000						
		各商号33家	発行1931年10月1日,「地方維持会各團体公決」,償還期間「因款均買各糧存因故無定期」,「以本券滿週兌換法洋一成」	75,170						
	各, 1933年2月	金融維持会, 工商公議会	1931年11月, 救濟券15万元を担保に, 県長が金融維持会, 商務會に発行させた	196,972		145,650	145,397			
	視, 1993年11月		災民救濟糧券, 5斗券, 1斗券, 5升券	150,000						
		治安維持委員会	新流通券, 1元, 3元, 5元	90,000						
西安	東, 1932年3月	西安県財政局	発行1932年1月1日,「經地方行政會議議決許可」,「以收回車捐畝捐為兌換弁法」	100,000	法洋					
	Z, 1933年10月; H, 1932年2月26日	県公署		58,000	円		57,493	1933年3月		
	視, 1993年11月		地方税を基礎	300,000			215,000			
東豊	H, 1932年2月26日	県財政監察委員会財政局	県行政会決議案により1931年10月10日発行							
		各商店十数戸	東豊県人泰当流通券「自家用流通県を乱発」							
			「十二月中旬奉天省城ニ於テ東豊県ノ小額紙幣一元, 五角, 二角等ノ種類ヲ印刷中ノ處我憲兵隊ニ發見セラレ財政厅ハ右通報ニ基キ直チニ之ヲ処置セリ」							
	東, 1932年3月	東豊県財政局	発行1931年12月, 東豊県政府の許可, 「以畝捐為收回之準備」	160,000						
		東豊県地方金融救済	発行1931年12月, 東豊県政府の許可, 「按月兌二成」	600,000						
	Z, 1933年10月	金融救済会(県保安会)	地券および家屋を有価証券として	353,000	円	597,840	283,000		対現大洋37%	
		県財政監察委員会財務局	1930年度畝捐滞納金, 飢饉救済金を目当てとして	244,840	166,736				対現大洋45%	
	視, 1933年6月5日	地方金融救済会	発行1932年1月21日, 地照房契(地券, 家屋証書)を以て担保とし評価額100万元のもの。	353,000	271,159				1元に対し国幣4角	

			西安県、海龍県にも及ぶ					
		県公署財務局	発行1931年11月19日、1932年2月1日、畠捐(土地税)を担保、畠捐の20%を即現洋と兌換	240,850		185,090		発行当時は、1元=奉大洋50元
海龍 東、1932年2月29日	海龍地方金融臨時維持会	海龍地方金融臨時維持会	発行1931年11月15日、「由発行日起六個月收回」、「海龍県政府」の許可、「以收入畠雜捐為担保財政局有款時兌換」	100,000	法洋			
		海龍商会	発行1931年12月1日、「海龍県政府」の許可、償還期間「俟錢方活動即行收回」、「無制限兌現」	20,000				
	Z, 1933年10月 ; H, 1932年2月26日	県財務局	6カ月期限の融通手形、地方税捐収入、商会所属商店の資金で保証。県財務局、発行1931年11月13日、1932年1月24日。海龍県城商会、発行1931年12月18日。朝陽鎮商会、発行1931年11月10日	100,000		100,000	75,483	1933年12月 現大洋と同一
県志	県財務局	海龍県城商会		200,000		171,800		国幣と同一
		朝陽鎮商会		240,000		237,497		国幣と同一
		県財務局	公安局長王立廷財務局長張述簽請籌發警餉擬發行流通券商務會長馬長純簽請發行臨時期條周轉市面當由県長趙公駿第召集地方各法團各機關首領及士紳議決組織臨時金融維持會於二十年九月二十三日(1931年9月23日)開弁公推商會長財務局長充正副委員長主管其事按警學薪餉之需要發行地方流通券法碼現洋十万元施県城商會發行流通券二十万元朝陽鎮商會發行二十四万元均先後由吉林永衡印書局印製券背面均印有布告大意謂地方金融奇緊地方為發放警學薪餉而發行併背面加蓋県印以昭慎重商	100,000				
清原 東、1932年3月	清原地方財政局財政監査委員会	海龍県城商会		200,000				
		朝陽鎮商会		240,000				
興京 東、1932年3月(新賓県)	Z, 1933年10月	県公署、商会	発行1931年12月14日	100,000		100,000	97,000	
	概、1934年3月	新賓県財政局	発行1932年1月1日、「由地方各團体議決諸県政府備案」、「以二十年度畠捐収入為兌換基金並支納地方畠雜各捐」	30,000				
		県財務局	「臨時接濟券」1932年1月、「券財政局発行地方流通券」1932年8月発行	147,700	流通額	147,727		額面の半額にて流通(1934年)
		県地方農商貸款所	「県地方農商貸款所発行流通券」1932年9月1日	77,727	円		42,077	流通価格は昂騰、1934年2月1日

									より税金として受領せず
柳河	東, 1932年3月	柳河地方金融維持会	発行1931年9月30日、「柳河県政府」の許可, 償還期間「一年」, 「以畝雜捐及全縣地方收入担保兌換」	350,000					
	大	金融維持会	畝捐, 土地契照を担保	317,573		333,700		1934年4月, 1元=大洋15錢で回収済み	
金川	現勢, 1933年8月					283,200			
輝南	東, 1932年3月	輝南県財政局	発行1931年11月, 「輝南県政府」の許可, 償還期間「俟四個月後審査時局再行收回」, 「暫不兌換」	100,000	法洋				
	現勢, 1933年8月					106,000			
錦	東, 1932年3月6日	錦県農商借款事務所	発行1932年3月1日, 「現正逐日兌換以完了為期」, 「按法価隨時兌換奉票」	178,900					
	視, 1933年11月	農商借款事務所	支票	238,900		238,745	164,500		
北鎮	現勢, 1933年8月					141,300			
黒山	視, 1933年11月		発行1932年	110,000	円	6,500	回収済み		
台安	概, 1934年3月	県地方善後委員会	発行1931年11月10日, 旧遼寧省政府の許可, 畝捐を担保	260,000		269,600	73,282		1932年5月全然無価値状態に暴落
盤山	概, 1934年3月		5万円の正貨を準備	70,000	円	140,000			正貨と同価値
興城	現勢, 1933年8月					79,847			
錦西	各	県公署	発行1931年10月28日	30,000		60,000	25,000	1933年12月	
義	大	商務会	発行1932年12月1日			50,000		1933年12月, 1年の流通で回収	
阜新	Z, 1933年10月	県公署	畝捐で償還	200,000	円		22,000		
彰武	視, 1933年11月	金融委員会(県長, 商会, 農務会役員)	発行1932年	20,000	円	20,000	3,000		国幣と同様, 他県にまで流通
赤峰	Z, 1933年10月	豪商または商会	「私幣發行ハ再ビ台頭スルニ至レリ」						
通遼	東, 1932年3月	通遼件農商救済会	発行1931年12月, 「通遼県政府」の許可, 償還期間「以俟大局平定金融恢復原状再等款收回」, 「暫不兌換」	170,000					
	視, 1933年11月	商務会	税源	150,000		170,000			国幣と同様

(出所) 表3を参照。